

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

記

海浜公園有料公園施設の指定管理者の指定について

処分理由

海浜公園有料公園施設の指定管理者であるOGS・エスキューブ・NBS芦屋海浜公園水泳プール共同事業体の構成団体である日本ビルサービス株式会社(NBS)が、平成27年4月1日に株式会社ビル代行に吸収合併され、日本ビルサービス株式会社の権利義務の一切は合併後のグローブシップ株式会社(株式会社ビル代行から商号変更)に引き継がれることに伴い、構成団体が変更となることから、同施設の指定管理者を再度指定する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第1号

海浜公園有料公園施設の指定管理者の指定について

次のとおり海浜公園有料公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月30日

芦屋市長 山 中 健

記

1 管理を行わせる施設

名 称 海浜公園有料公園施設

所在地 芦屋市浜風町2番1

2 指定管理者

名 称 OGS・エスキューブ・グローブシップ芦屋海浜公園水泳プール共同事業体

所在地 大阪府中央区備後町三丁目6番14号

代表者 株式会社オージースポーツ

代表取締役社長 山村 功

3 指定期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで